

仕様書（案）

1 件名

一般財団法人国際都市おおた協会公式ウェブサイト構築・運用保守業務委託

2 履行場所

一般財団法人国際都市おおた協会の指定する場所

3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 目的

(1) ウェブサイトの目的

一般財団法人国際都市おおた協会（以下「協会」という。）のウェブサイトでは、協会概要に加え、外国人向けの日本語学習支援、多言語相談窓口、災害時情報などの生活情報、及び区民が参加する国際交流や多文化共生等のイベント、ボランティア活動並びにおおた国際交流センター（Minto Ota）、区内国際交流団体等の情報を発信することを主な目的としている。

(2) 業務の目的

協会のウェブサイトをリニューアルすることで、言語・文化・世代やデバイス等を問わず、利用者が必要な情報を手軽に見つけ、関連する窓口や活動に簡単にアクセスできるウェブサイト環境を整備する。

5 ウェブサイト概要

(1) サイトコンセプト

- ア 多様な言語、文化的背景を持つ外国人区民が安全・安心に暮らせるよう、言語やデザイン、レイアウト等に十分な配慮を行い速やかに適切な情報を提供する
- イ 区民に国際交流や多文化共生に興味・関心を持ってもらうことで、各種国際交流イベントや講座、ボランティア活動への参加につなげる
- ウ 協会事業やおおた国際交流センター（Minto Ota）等、区内の国際交流・多文化共生に関する活動への認知度を拡大し、国際都市おおたの推進につなげる

(2) 言語

日本語で作成し、かつ以下の言語も機械翻訳等を用いて対応するものとする。

英語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、ベトナム語、ネパール語、タガログ語、やさしい日本語を必須とする。また、Google 翻訳等で扱われている約100言語についても機械翻訳のみ対応できることが望ましい。使用する機械翻訳、対応言語及び言語数については両者協議のうえ決定する。

(3) ターゲットユーザー

- ア 外国人区民（特に日本語能力が十分でない、または日本の文化、制度、書式等にも慣れておらず、母語での生活相談や日本語学習支援など、適切な情報を提供し次の行動につなげる必要がある人）
- イ 日本人区民（これから国際交流や多文化共生の活動を行う意欲・関心がある人）
- ウ 区関係部署、関係団体、外国人支援者等

6 委託内容

(1) サイト設計

- ア サイト企画・設計、動作確認、操作研修を含めたサイト公開予定日までの業務計画書を作成すること。
- イ ウェブサイト構成、各ページの概要を記した全体構成図を作成すること。
- ウ 各ページのタイトル、URL等が把握できるコンテンツリストを作成すること。
- エ ページ内容の確認作業を円滑に行うため、各ページの詳細内容を記載したサイトマップもしくはワイヤーフレームを作成すること。
- オ サイトの運用保守に係る業務計画書を作成すること。
- カ 上記リニューアルに必要なWEBサーバー/SSL、メール、各種ツール等の導入・入れ替え、および必要な保守管理に伴う作業、契約及び支払い代行が行えること

(2) サイト構築

- ア 現在公開しているサイトの情報量程度のコンテンツが掲載できること。
- イ 原則、掲載するコンテンツは削除も含め、委託者が選定・決定できるようにすること。
- ウ 相談窓口、日本語の勉強、緊急・災害、講座・イベント、News/information、ボランティア、大田区と多文化共生、Minto Ota/貸会議室、アクセス、国際都市おおた協会のカテゴリーを必須で設けること。その他、カテゴリーは両者相談の上、併合・追加等すること。
- エ 使用言語について、日本語のほか、精度の担保された機械翻訳等を用い、英語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、ベトナム語、ネパール語、タガログ語、やさしい日本語（ルビ付き・無しを選択可能なもの）は必須とする。またGoogle 翻訳等で扱われている約100言語についても機械翻訳のみ対応できることが望ましい。使用する機械翻訳、対応言語及び言語数については両者協議のうえ決定する。
- オ 委託者が、情報更新をすることが可能なコンテンツマネジメントシステムを導入するとともに、職員操作マニュアルの作成及び操作研修を実施すること。なお操作研修は、対象者10名程度、1時間程度、2回の実施をすること。
- カ 文字サイズ変更機能を実装すること。
- キ 区民が興味のある情報に容易に到達できるよう、サイト内検索機能を実装すること。
- ク 掲載するコンテンツには、ユーザーが簡単に各ウェブページを外部SNS等に対して情報共有できる機能を設けること。
- ケ 問合せフォームやタップコールを設けるなど各問合せ先に適切に案内ができるようにすること。
- コ トップページ下部に賛助会員向けの広告用バナーを設けること。
- サ 公開されるサイト、ページに関する検索エンジンへの最適化を講じること。
- シ アクセス分析を行うためのシステムを協会と協議の上、導入すること。

(3) サイトデザイン及びページレイアウト

- ア デザインについては複数案提案し、委託者と協議の上決定したデザインに基づき構築すること。
- イ モバイル端末やタブレット端末からの閲覧も想定したデザインとすること。なお、モバイル デバイスの OS は iOS 、 Android とし、既にサポートが切れているバージョンの動作保証はしなくても良い。
- ウ サイトの閲覧については、各種 OS (Windows 、 Mac) 及び各種ブラウザ (Firefox 、 Safari 、 Google Chrome 、 Edge) に対応し、これらで閲覧した場合にレイアウトやデザインの崩れ等がないようにすること。なお、バージョンは契約時の最新バージョンとし、既にサポートが切れているバージョンについては、動作保証をしなくても良い。ブラウザの拡張機能使用時の確認については、両者協議のうえ主要な拡張機能使用時のもののみ確認を行うこと。

- エ 操作しやすいナビゲーションボタンやアイコン・イラスト、図等により、使用しやすいものとする。
- オ デザインは外国人やこども、高齢者等の多様な利用者を想定し、UDフォントやピクトグラムの使用などによって、配慮されたユーザビリティ、アクセシビリティを確保すること。確保の基準については両者協議のうえ決定する。
- カ 各言語及びやさしい日本語への翻訳、ルビの有無、文字サイズ（大・小）について、利用者が分かりやすく選択できるデザインとすること
- キ 外国人向け情報と日本人向け情報を格納する階層を整理し、サイト内での表示の序列を工夫したデザインとすること。
- ク 困りごとのある外国人が安心して利用できるデザインかつ、国際交流に興味のある日本人・外国人区民が事業・イベント、ボランティアに参加したいと思えるようなデザインとすること。
- ケ サイト内に掲載された各問合せ及び申し込み先に対し、わかりやすく誘導するデザインとすること。

(4) コンテンツ更新・支援

- ア 既に掲載されているコンテンツに変更、修正があるときは、協会からの依頼にもとづき適宜更新できる体制をとること。
- イ 委託者より記事や新着情報の原稿及び画像データの送付があったときは、指示に従い掲載すること。
- ウ 委託者がコンテンツマネジメントシステムを用いて更新する記事について、受託者は適宜支援を行うこと。
- エ 外国語ページの翻訳にあたっては、一定の品質を確保できる翻訳ツールを実装すること。また必須言語については、固有名詞などにおいては辞書登録または翻訳されたものを編集できるツールであること。
- オ ユーザー管理画面からの更新及び修正方法等のホームページ運営管理に関する相談または指導を行うこと。なお実作業が伴う際は、両者協議のうえ実施を検討する。

(5) アクセス分析、レポート

以下の項目を適宜報告すること。

- ア サイト全体のアクセス件数総計
- イ サイトエンゲージメント率
- ウ サイト利用者の傾向（どのようなコンテンツが閲覧されているか等）
- エ サイト利用者の増加や利便性拡充に向けた提案

(6) サイト運用

- ア SEO 対策を十分に講じること。
- イ より高いアクセシビリティ、ユーザビリティを達成するために、必要に応じて内容を更新すること。

(7) サイト公開前の作業

- ア 委託者と協議の上決定したテスト項目に基づくサイト公開テストを実施の上、公開すること。
- イ 公開前にテストサーバーを別途準備し、デザイン及びコンテンツマネジメントシステムの最終確認を行い公開に向けた万全な状態に整えること。

(8) システム運用・保守管理

本業務には、サーバー等の選定、管理、ドメイン管理等の運用に係る業務を含める。なお、使用するサーバーについては、現在協会が使用しているレンタルサーバーであ

る「X-サーバー スタンダードプラン」を想定している。その他レンタルサーバーを使用する場合は、両者協議のうえ決定する。

ア サイトのドメインは現在のものを使用すること。

イ サーバー等の選定、管理、ドメイン管理等に係る費用は原則全て受託者が負担することとし、見積もりへ含めることとする。

ウ 既知のセキュリティホールやバグ等については、全て対策を講じること。

エ 不正侵入、不正改ざん、マルウェア対策については、適宜行うこと

オ データセンター要件

サーバーを設置するデータセンターは監視カメラによる監視、耐震、対火災設備、停電時の自家発電等を有するものとし、安定した稼働が行える環境であること。なお、レンタルサーバーを利用する場合は、上記要件と同程度の安定した稼働が行える環境であること。

カ システムの運用管理は、以下に準じること。なお、レンタルサーバーを利用する場合、以下と同程度の安定した稼働が行える運用管理体制のあるサーバーを選定すること。

項目	条件
運用管理要件	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 障害時やメンテナンス時を除き、24 時間 365 日の連続運用を前提とし、安定的に稼働すること。 ▶ 計画停止の時間は原則として、閲覧者数の少ない時間帯で行うこと。 ▶ 対障害性などを十分考慮すること。 ▶ 重要な機器については、停電の際などの予備電源や落雷時の過電流保護対策などを十分に考慮すること。 ▶ 委託者では回答できない技術的な問い合わせについては、対応策の助言を行うこと。 ▶ 障害が発生した際はメール等により検知できるシステム構成とすること。
運用管理範囲	<ul style="list-style-type: none"> ▶ システム利用状況の定期報告、システム予防保守（メンテナンス、プラグイン等のアップデート、セキュリティパッチの適用等含む。）、障害対応等は受託者が行うこと。 ▶ システムに掲載されている情報の追加、修正等（委託者からの指示によるものを含む。）
運用管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 通常時及び障害時の連絡体制を提案し、実施すること。
システム構成	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 設備、配線、機器、ソフトウェア等物理的構成についてのシステム構成管理を行うことにより、利用者数の増減、アプリケーションの変更等の仕様環境変化に対応すること。 ▶ サーバー等システム運用に係る機器は、公的資格として、ISO27001を取得している、もしくはそれ相当のものを IDC に設置すること。 ▶ システムのバージョンアップや機能の追加等に対応できる拡張性をもたせること。 ▶ 構築に当たっては十分なセキュリティ対策を講じること。SSL暗号化通信に対応させること。なお、SSLの更新手続きについては受託者が責任を持って行うこと。
ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害時等緊急の場合を除き、基本的に CMS へのアクセスについては、第三者からのアクセスによるサイトの改ざん等を防止し、安全性に考慮して運用できること。

障害管理	<p>障害の予防、発生時の管理内容について提案し、実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 障害対応ルールの策定 ▶ 障害発生時の初動
障害対応	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 障害に対して、予防、発生時の迅速な処理手順、再発防止のための方策などについて障害管理計画を作成し、安定的な稼働管理を行うこと。 ▶ 障害が発生した場合は、委託者に迅速に連絡するとともに、直ちに状況の把握を行い、障害箇所の特定、影響範囲の調査、即時対応、現状復帰すること。また、委託者が障害を発見した場合、電話、メールによる問い合わせに対応すること。 ▶ 稼働診断、定期点検等により障害の予防を行うこと。障害対応履歴の集積・分析、障害原因の分析により再発防止を行うこと。

キ システムの保守要件

システムの保守要件については、以下に準じること。

項目	条件
保守管理	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ソフトウェア保守 CMS テンプレート管理外の文言変更、画像変更等の軽微な修正。 ▶ 設備・機器保守 契約内容に基づき、定期保守を行い、ハードウェア障害の早期発見、予防に努めること。ハードウェア障害発生時の保守対応方法・時間を定めること。定期保守、障害対応においては、必要に応じてオンサイト保守を行うこと。 ▶ セキュリティ保守 セキュリティパッチ適用など定期的なセキュリティ保守を実施すること。
体制	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 保守管理体制を明確にし、責任者を定めること。 ▶ 他社製品を納入する場合は、自社を中心としたサポート体制を確立し、開発先・保守担当など関連する企業の役割分担を明確にし、委託者に対する将来に亘るサポート・保守を確実にすること。
対応要件	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 受付・保守対応に関し、原則平日の9時から 17 時（土日祝日（振替休日含む）及び12月29日から1月3日までを除く）までの間に生じた障害については、ただちに対応すること。また、この時間外に発生した障害についても、必要と認める場合、ただちに対応を行うこと。 ▶ 機器（ネットワークを含む）の修理については、保守期間中は迅速に修理・交換対応ができる体制を整えることとする。なお、生じた費用については受託者の負担とする。 ▶ 保守期間中にセキュリティホール、ソフトウェアバグ等が発覚した場合は、速やかに必要な対策を講ずること。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 適切かつ迅速な保守管理業務の遂行に努めること。 ▶ 障害対応に係る緊急連絡先（夜間・休日の連絡先）を提出すること。また、緊急連絡先に変更があった場合は、ただちに報告すること。

	<ul style="list-style-type: none">▶ 保守管理業務を行うにあたっては、委託者と必要な調整を行い、障害の切り分け等において、協力して問題の解決に当たること。▶ 障害対応作業完了後は、必要に応じて詳細な対応内容と再発防止策について委託者に報告すること。▶ 保守管理業務を行うにあたっては、データのバックアップ、復元等に十分留意すること。▶ 施設内で作業を行う必要がある場合、委託者にその所有する作業場所、通信施設等の使用を要請することができる。
--	--

7 成果物

本業務に基づく作業に対し、以下の書類等を提出すること。なお、原則、電子データで作成するドキュメントはMS-Word・Excel・PowerPointにて閲覧可能またはPDF形式とすること。

(1) 公式サイト制作業務

- ア 完了届
- イ 業務計画書
- ウ 全体構成図（書面及びデータ）
- エ コンテンツリスト（書面及びデータ）
- オ ワイヤフレームまたはサイトマップ（書面及びデータ）
- カ 運用保守に関わる業務計画書
- キ 基本仕様書（データ構造・画面遷移等）
- ク テスト項目検証チェックシート（書面及びデータ）
- ケ ファイルバックアップデータ（DVDに記録）
- コ データベースのバックアップデータ（DVDに記録）
- サ その他システム設計に関連する資料等
- シ 各種ソフトウェアライセンス 一式
- ス 職員用 操作マニュアル（書面及びデータ）

(2) 運用保守業務

サイト運用及び保守、アクセス分析報告書（任意様式で毎月請求書発行時に提出）

8 実施予定及び納期について

(1) 実施予定

令和6年10月末：契約及びリニューアル作業の開始

令和7年2月末：サイトリニューアル完了、サイト公開

令和7年3月：運用保守管理開始

※原則、令和7年2月末を期限として新サイトの作成完了および公開を行うこととし、詳細スケジュールについては両者協議のうえ決定する。公開期限の2月より遡って新サイトの公開を行う場合、保守管理は前倒して実施する。

(2) 納期

令和7年3月31日

(3) その他

令和7年度、令和8年度の2年度に限り契約更新の可能性がある。

ただし、履行状況、予算、事業継続の決定等の条件により契約を保証するものではない。

その際、令和7年度以降の契約内容については両者協議のうえ、決定する。

9 支払方法

公式サイト制作業務については検査完了後、請求に基づき一括して支払う。なお、運用保守業務については、月末締め、翌月末までに支払うものとする。

10 契約不適合責任

バグ等によるソフトウェアやハードウェアのアップグレードは、検取後の1年間無償保証とし、速やかに修復すること。また、導入する機器等は、検取から1年間無償で正常動作を保証すること。なお、修理及び交換は迅速に行い、修理等が長期間に及ぶ場合は代替品の無償貸与等の措置を講ずること。

11 再委託

- (1) 受託者は、受託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。
- (2) 受託者は、やむを得ず受託業務の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ委託者の同意を得るものとし、再委託先の行った作業の結果については、受託者が全責任を負うこと。

12 作成物に関する権利の帰属

- (1) 本業務により制作された業務の成果物の所有権、著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）及びその他の権利は、委託者に帰属するものとする。ただし、成果物に受託者または第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとする。
- (2) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約すものとする。
- (3) 制作等にあたり、第三者の著作権等の権利に抵触した場合は、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。
- (4) 本件に使用する映像、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権、その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (5) 本件に使用する映像、写真、原稿については、事前の承諾なしに、別途委託者が発行する印刷物等や、委託者が行う事業活動等で使用することがある。ただし、委託者が受託者から別媒体用の高解像度元データの提供を受ける場合、費用は協議の上決定する。
- (6) 上記（1）～（5）の規定は、第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (7) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

13 受託者の責務

- (1) 本契約の内容及び履行に際して知り得た秘密は、契約期間はもとより契約終了後も第三者に漏らしたり、不当な目的で利用したりしてはならない。
- (2) 受託者は、個人情報について機密保持契約における内容を遵守すること。
- (3) 受託者は業務の実施にあたり、労働基準法や最低賃金法をはじめとする関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図らなければならない。
- (4) 受託者は、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とする保険に加入すること。
- (5) 契約満了もしくは契約解除に伴って発生する新規受託者への業務引継ぎに関しては、契約期間中の業務履行に支障をきたさないよう留意するとともに、新規受託者の業務履行に問題が発生しないよう十分な対応を行うこと。
- (6) 受託者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講じること。

14 その他

- (1) 侵害時の対応は以下のとおりとする。
 - ア 緊急時対応体制の整備
受託者は、情報セキュリティに関する事故や情報資産に対する侵害が発生した場合に備えた緊急体制を明示すること。
 - イ 緊急時対応体制の内容
別に定める緊急体制に従い、連絡を行うと同時に、迅速に適切な対処を施すこと。
 - ウ 緊急時対応体制の見直し
契約開始後及び担当者の変更等、見直しが必要な要件が発生した場合は、緊急体制

- の見直しを行うこと。
- (2) 事故等が発生した場合は速やかにこれを処理し、ただちに委託者に連絡すること。
 - (3) 委託者からの情報セキュリティに関する監査等の求めに応じ、以下のとおり対応すること。
 - ア 監査の実施計画の立案及び実施への協力
 - イ 報告された指摘事項は、その重要度に応じて対応を行うこと。
 - ウ 監査結果を踏まえ、指摘事項に対する対応を検討し優先順位に従って対応すること。
 - (4) 委託者が必要あると認めるときは、受託者と協議の上、契約内容を変更することができる。
 - (5) サイト構築から運用サポートまでを担当する専任者を設定すること。
 - (6) 契約の履行について不明な点がある場合は、事前に委託者と協議し、これを確定すること。
 - (7) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度委託者と別途協議のうえ即時対応すること。